

ヨーロッパ大学圏の形成と ドイツのソーシャルワーカー養成の転換

—その展望と課題—

春見静子

The Reform of Social Work Education in Germany under the EU Concept of the “European- University-Area”

Shizuko Harumi

要旨：日本や他の諸国と比べても特色のある伝統的なドイツのソーシャルワーカーの養成が今、大きく変わろうとしている。それは、ヨーロッパの大学を世界の教育制度と比較可能な教育制度に移行させようとして、ヨーロッパ共同体が提案した、いわゆるボローニャ・プロセスによるもので、2010年を目指した「ヨーロッパ大学圏」構想の中で、専門単科大学も大学としてこの構想に組み込まれることになったからである。現代あらゆる分野に起こっているグローバリゼーションとボーダレス化の潮流はいよいよソーシャルワーカーの養成においても現実的なものとなってきたのである。この転換期にあたり、ドイツではソーシャルワーカー養成に関する議論が沸騰し、同時に新しい制度に移行したモデル的な取り組みも始まっている。ドイツのこの体験が日本のソーシャルワーカー養成制度にどのような示唆を与えることができるかを考察する。

Keywords：ソーシャルワーク教育・大学改革・ヨーロッパ大学圏・ボローニャプロセス・モジュール
Social Work Education, University Reform, European University Area, Bologna process, Modul

はじめに

ドイツのソーシャルワーカーの大部分は、3年制の専門単科大学（Fachhochschule）で養成されている。総合大学に養成課程を置いているところも若干ではあるが存在する。全国に専門大学と総合大学をあわせて89の養成課程があり、毎年およそ8000人がその課程を修了し、国家資格を得て現場に出て行く。日本と同じくドイツでも社会福祉の分野は成長産業であり、1990年から2000年までに学生数は40パーセント増加している¹⁾。

日本や他の諸国と比べても特色のある伝統的なソーシャルワーカーの養成が今、大きく変わろうとしている。それは、ヨーロッパの大学を世界の教育制度と比較可能な教育制度に移行させようとして、ヨーロッパ共同体が提案した、いわゆるボローニャ・プロセスによるもので、2010年を目指した「ヨーロッパ大学圏」構想の中で、専門単科大学も大学としてこの構想に組み込まれることになったからである。現代あらゆる分野に起こっているグローバリゼーションとボーダレス化の潮流はいよいよソーシャルワーカーの養成においても現実的なものとなってきたのである。この転換期にあたり、ドイツではソーシャルワーカー養成に関する議論が沸騰し、同時に新しい制度に移行したモデル的な取り組みも始まっている。ドイツのこの体験が日本のソーシャルワーカー養成制度にどのような示唆を与えることができるかを考察したい。

1. ドイツの伝統的ソーシャルワーカー養成の枠組み

1) 養成課程の歴史的発展

ドイツのソーシャルワーカー養成の課程は20世紀の初頭にドイツ各地でほぼ同時に始まった。当時は当然大学の課程としてではなく、社会福祉の実践現場からの施設や機関の職員の養成と再教育を求める切実な要望にこたえるための、1年ないし、2年間の養成課程としての出発であった。こうした現場の職員の養成の必要をもっとも強く感じていたのは、宗教を基盤とした民間の社会福祉団体であり、カトリック、プロテスタント、赤十字、社会労働党などの民間福祉団体は競って主として自分たちが経営する施設職員のための養成校を自前でつくることになった。同時に、社会福祉法制の整備が進むにつれて、国や州や市町村の社会福祉への関与や責任が大きくなり、自治体がつくるソーシャルワーカー養成校の数も増えていった。

現在はアリス・サロモン専門大学と命名されている学校も、非常に古い伝統のある養成校の一つであり、社会改良家とフェミニストらの手で、1893年、女性のみを対象とする女子の社会福祉従事者の養成課程としてベルリンに設立された公立の学校である。大学の名前にもなったアリス・サロモン²⁾は、1908年に養成課程が女子社会福祉専門校(ゾツィアーレ・フラウエン・シューレ)として組織されると同時に初代の校長となり、経済学、社会事業史、社会福祉方法論などを講義した。またアメリカや英国の社会改良家やソーシャルワーカーと親交を深め、カリキュラムや専門資格について国際的に通用する基準の制定のために尽力した。しかし、彼女はユダヤ人であったために、後にナチスに追われることになり、国外に亡命して、職責をはなれざるをえなくなった。同様のカトリック系の女子社会福祉専門学校は1911年にハイデルベルグに設立され、それがフライブルクに移り、現在、社会福祉専門大学としては最大規模の大学に発展している。

第二次世界大戦後、社会福祉の発展とともに、ソーシャルワーカー養成課程が目指してきたことは、社会福祉の実践現場の即戦力となりうる質の高いソーシャルワーカーを世に送り出すことであった。当然男子学生も受け入れるようになり、学校の数も規模も拡大した。1950年代には様々な分野の養成課程はすべて、専門学校のレベルに統一された。

1970年代になると、保育士や介護士などは専門学校のままであったが、ソーシャルワーカーと社会教育主事の養成だけが専門単科大学へと格上げされた。これがソーシャルワーカー養成の教育課程の変革の第1回目の波である。この格上げは、社会福祉現場からの要請というよりも、ドイツの教育制度の全面的な改革の流れの中で起こったもので、外からの力による改革であった。つまり、この時には、それまでごく限られたいわばエリートのためだけの大学であったものをより多くの人に開放するために、就学前教育、学校教育、特殊教育、職業教育、高等教育などのすべての教育制度の根本的な見直しが図られた。しかし、この格上げにより、それまでは職業教育がほとんどすべてであったソーシャルワーカー養成の専門課程に、一般総合大学や他の分野の単科大学と同じような大学レベルのアカデミックな研究と学問が求められることになった。現場が求めている職業人の養成と大学が求める学問研究の間にバランスをとることが専門単科大学の新たな課題となった。

教育課程の改革の第2回目の波はまさに現在押し寄せている。今回は国内からではなくて、ヨーロッパ共同体からの要請に基づくものであり、共同体が決議したボローニャ宣言を根拠としている。改革の内容の詳細に入る前に、これまでのドイツの伝統的なソーシャルワーカーの養成制度の中身と特色を見てみることにする。

2) 伝統的養成課程の内容

ボローニャ宣言が出される以前、すなわち1990年代までドイツのソーシャルワーカーの養成過程はソーシャルワーク (Sozialarbeit) と社会教育 (Sozialpädagogik) の二枚看板で行われてきた。ソ

ソーシャルワーク養成のカリキュラムは主としてアメリカで発達したケースワーク、グループワーク、コミュニティワークなどの援助技術を中心に構成され、卒業後の職業像としては、行政や民間の社会福祉機関、各種相談所、医療機関などのソーシャルワーカーが考えられた。それに対して社会教育は、伝統的なドイツの教育学をルーツにもち、学校教育に対する社会教育として発達し、カリキュラムには、ソーシャルワークの援助技術に加えて施設処遇論や社会教育学の理論や方法論が加えられ、職業像としては、社会福祉施設や機関での直接処遇、施設の管理的な仕事などが考えられた。しかし、最初から両者は別々の職業としてというより、同じ職業であるが、働く分野が違うものとして理解されてきたというのが本当のところであろう。その意味で国家資格についても多くの州では同一の資格であった。2000年代になって、ボローニャ宣言とともに、ソーシャルワークと社会教育という二つの名称ないし課程はソーシャルワークという名称に統一されつつある。その結果、多くの大学の課程から社会教育という名前が消えていった。これは、ソーシャルワーカーの養成課程を国際的に比較可能なものにするという目標からみるならば、当然のことであるが、社会教育というドイツ独特のアプローチがなくなるのは少し残念である。

図らずも日本においては社会福祉士・介護福祉士法において、相談援助を中心とするソーシャルワーカーの養成と、直接処遇職のケアワーカーの養成を同じ法律で定めることになった。日本でもソーシャルワークとケアワークの関係についての議論が盛んであるが、ドイツの社会教育主事（ゾチアールペダゴグ）は介護職ではなくて、児童や青少年を対象とした、生活指導やレクリエーションなどを行う支援員のイメージが強い。しかし、長い間、同じ課程に属してきたということから、ドイツのソーシャルワーカーの養成には社会教育的な要素が含まれていることは確かである。

職業専門大学におけるこれまでのごく標準的なソーシャルワーカーの養成がどのようなものであるかを、マインツ市のカトリック社会福祉専門大学の例で見てみる³⁾。

名称 マインツ・カトリック社会福祉専門大学（国の認可を得ている大学）

(1) 設置主体： 学校法人

(2) 定員： 1 学年 95 名

(3) 卒業後の活動領域

- 児童、青少年福祉（スクールソーシャルワーク、児童養護施設、青少年援助活動、社会的文化的活動等）
- 援助を必要としている成人への支援（結婚・家族相談、家族支援、高齢者援助、地域福祉、成人教育、外国人、移民・移住者支援等）
- 特別な問題を抱えた人への支援（アルコール・薬物依存者への援助、特別支援教育、医療福祉、リハビリテーション、ホームレスの支援、犯罪受刑者の支援等）

(4) 教育課程と教科

4 年課程、冬学期から始まり、8 学期（4 年間）で終了する

第 1 段階（予科）1－3 学期、理論および演習による授業の学期、予科の最後には予備試験があり、それに合格して本科に進む。

第 2 段階（本科）4－8 学期、そのうち 4、5 学期の 2 学期分は現場実習を行う。6、7、8 学期は講義と演習による授業の学期で、最後に卒業論文を作成し、総合終了試験に合格すると、国家資格が授与されて、学業は終了する。

学科目には次のような内容が含まれている。

ソーシャルワーク（社会教育を含む）の理論、システム、指導方法、援助技法
法律、社会政策 政治教育、心理学、社会学、社会医学、教育学、情報教育学、行政論、組織論、分野別教科（重点教科）、哲学、人間学、神学、社会倫理学等

(5) 入学資格

大学入学資格を有するもの、またはそれと同等とみなされる資格として、専門学校を卒業し1年以上の現場実践経験があること

(6) 現場経験のない入学希望者は入学前に、6週間以上の事前の実習を、有資格のソーシャルワーカーの指導の下で行うことが入学の条件とされている。

(7) 学費 各学期 79ユーロ

この課程をみて気づくことは、まさに職業教育であり、即戦力となるソーシャルワーカーを養成するというを最大の目的としているということである。それらは次のことによく現れている。1) 入学要件として、高校における一定水準以上の学業成績に加えて、はっきりした動機と目的意識をもっていることが求められる 2) 予科課程において、職業への適性、興味等が改めて確かめられる 3) 実習の重視、入学前に予備実習により現場体験をさせる。それは、見学実習ではなく、有資格者の指導の下で仕事を体験し、それにより将来の職業へのイメージがもてるようになる。本課程の最初の1年間(2学期間)は実習の学期となっている。さらに授業学期期間中も長期の休暇時には別の実習が組み込まれている。教科としての実習ではスーパービジョンを受けながら専門職としてのスキルを学ぶ。

2. ヨーロッパの大学圏構想とソーシャルワーカー養成への影響

1) ボローニャ・プロセスの内容

1999年6月18日、ボローニャにヨーロッパ共同体各国の教育の専門家と学者が集まり2010年頃までに、共通の基準に基づく統一的なヨーロッパの大学教育システムとしての、「ヨーロッパ大学圏」を確立することを決議した。その結果、今後、各国はその方向に沿った大学改革をすすめることが求められることになった。「ヨーロッパ大学圏」の構想は、「一つのヨーロッパ」を合言葉としているヨーロッパ化の大きい流れの一部をなすものであり、政治や経済の分野に次いで、学問研究の分野にもその流れが及んでいることを意味している。それにより、ヨーロッパ諸国とそれ以外の世界中の大学関係者の移動が活発になり、ヨーロッパの大学の国際的な競争力が高められることが期待されている。討議の内容は、翌19日にヨーロッパ共同体の教育相の宣言として発表された⁴⁾。

今後の大学教育課程は次のような基準に沿って統一されることになった。

- (1) ヨーロッパ市民にヨーロッパ労働市場で通用する資格を与え、ヨーロッパの大学システムを国際競争に耐え得るものとするために、明解で、比較可能なシステムをつくる。大学教育においても職業に結びつくような資格(ディプロマ)を追加的に授与する。
- (2) 大学の統一的なシステムは、学士課程と修士課程の二つの課程から構成される。修士課程は3年以上の学士課程を修了した者を対象とする。学士課程はヨーロッパ市場で通用する何らかの職業資格(ディプロマ)基準を満たす内容でなければならない。修士課程は修士号もしくは博士号の取得することにより修了する。
- (3) 学業の単位互換システム(ECTS, ヨーロッパ単位互換制度—と同様のもの)を導入し、入学する大学で単位の認定ができるようにする。
- (4) 学生や教職員の移動を容易にするための方策を講じる。

奨学金制度

教職員の滞在資格と社会保障など

- (5) 大学の質の保証についてのヨーロッパの統一基準をつくる
- (6) 大学間の共同プロジェクト 教育、養成、研究の合同プログラムを開発する

2) ソーシャルワーカー養成課程への影響

ボローニャ宣言で対象とされている大学は現在のドイツの制度ではホーホシューレ (Hochschule) という語にまとめられるようになった。しかし、伝統的に総合大学 (Universitaet)、単科大学 (Hochschule: 教育大学、工科大学、医科大学、芸術大学など)、専門単科大学 (Fachhochschule: 技術大学、経営大学、社会福祉/社会教育大学など) という区別が存在している。現在はそれらを全体まとめて高等教育機関=大学という範疇でとらえるようになっていく。ボローニャ宣言の対象となったのはこれらのすべての種類の大学である。ドイツの大学規則 (Hochschulrahmengesetz 1999) によると⁵⁾、「この法律で大学とは、総合大学、教育単科大学、芸術単科大学、専門単科大学、その他、州法で大学とみなす教育機関をいう」(第1条)となっている。

(1) ボローニャ・プロセスは、現在は専門単科大学で養成が行われているソーシャルワーカーの教育課程にどのような影響を及ぼすことが予測されるであろうか。積極的に評価できることとしては次のようなことが考えられる。

1 高度の知識と技術を必要とする職業人の養成と、学術研究に重点を置く学者や研究者の養成をどちらか一方ではなくて、両方が同時にできるようになったことにこの変革の意味がある。専門大学には学位への道が開かれ、総合大学には何らかの職業資格取得の可能性が広がった。従来、専門単科大学では博士取得はできなかったために、総合大学の関連分野である教育学や心理学や経済学や社会学などで学位をとった教授が、ソーシャルワーカーを養成する専門大学の専任教員となることが一般的であった。

2 それと関連して、今後は新たにつくられることになった修士課程において、これまで学術的に弱いといわれてきた社会福祉やソーシャルワークの研究が活発となり、従来実学とみなされてきた社会福祉の学問分野が科学としての学問構築を目指して発展していくことが期待されている。

3 もう一つの大きい変化は、これまでのドイツの制度ではソーシャルワーカーの養成のための教育課程に、他分野の基礎課程を一部または全部修了した学生が途中から入ってくることは、あまり考えられなかったことであるが、今後は他大学、他学部からの学生の編入がより活発になり、日常化されることになる。これは今日の社会福祉やソーシャルワークを取り巻く社会の激しい変化を見るときに、必ずしもマイナスの面だけではないように思われる。すなわち今後、社会福祉の分野にはますます多様なワーカーが求められ、また従来の職業像も社会の変化とともに変わっていくことが予測されるからである。

すなわち、最近の社会福祉の状況は、高齢社会の到来により、また、これまではあまり目立っていなかった新しい分野 (移民・移住者、ホームレス、アルコール・薬物依存等)の課題の拡大により社会福祉の対象が変化してきている。さらにそれに伴いソーシャルワーカーの意識やアイデンティティも変わりつつある。また地域福祉の推進や、インクルージョン、権利擁護、エンパワメントなどの新しい価値に基づくソーシャルワーク実践は、より力動的で、多様性に富む新しい援助の方法を模索している。このような状況において、他大学や他学部から入ってくる学生は社会福祉の研究と実践に新しいヒントと刺激を与えてくれることが期待される。

しかし、その一方で懸念されることもないわけではない。とくに社会福祉を実践する施設・機関の連合組織である公私社会福祉施設連絡協議会はこの改革のいくつかの側面について懸念と要望を表明している⁶⁾。

1 これまでのソーシャルワーカーの養成は、現場、すなわち社会福祉施設や機関との緊密な連携の下に行われてきた。とくに年間8000人卒業するといわれている学生の1年間に及ぶ職業実習を引き受けてきたのは主として民間の社会福祉団体であり、現場は学生のスーパービジョンを行い、大学は現場が求める人材を送り出した。学校と現場は同じ方向を向いて協力し合ってきた。この関係

はこれからも続くのだろうか。現在導入されようとしている制度の下で、現場が求めている人材が本当に養成できるかどうかということについての懸念が出された。とくに新しい教育課程における実習の位置づけが問題とされた。これに関しては、2003年、ベルリンで開かれたポスト・ボローニャ会議において、学士課程の修了と同時に職業資格（ディプロマ）を授与する際にはその職業能力を保障するための実習を義務付けるということが確認された。しかし、実習の期間はこれまでより短くなることが予想されている。そのために公私社会福祉協議会は従来どおりの長さの社会福祉実習を求めている。

2 新課程では学士課程と修士課程の2段階制になっている。社会福祉の専門大学においてこの両者の関係がどのようなものになるかについてまだはっきりしたイメージができていない。学士課程は3年以上とされているが、3年であれば、これまでの単科大学の課程よりも短い期間となるがこれを従来の職業資格授与の課程と同等にみなしていいか、これで専門職の質は十分に保障できるのかが問題とされている。公私社会福祉施設協議会がもっとも心配しているのは、これまでソーシャルワーカーの質を保証してきた国家資格が今後どうなるかということである。学士課程の修了を国家資格と同等と認めて、現在の国家資格の制度を廃止してしまうということについては協議会は現時点では断固反対している。これまでは養成は一つの課程で継続的に行われてきたので、全課程を修了し、最終試験に合格することにより国家資格が与えられた。その国家資格があることで、施設や機関では専門職としての採用が可能となった。それは公務員においても同じであり専門職に就くためにはこの国家資格が不可欠であった。新課程においても当面は学士号と職業資格がセットで授与されるようではあるが、将来、社会福祉の国家資格がどのように位置づけられるかは明らかにされていない。それに加えて新たな制度として導入された修士課程がどのように発展していくかについてもまだ十分はっきりしていない。修士課程の目指すところは修士号の学位の授与であり、それが具体的に職業教育とどのように関連してくるかがまだ見えていない。修士課程に進むためには学士課程の修了が条件となるが、必ずしも社会福祉の専門大学の学士課程の修了である必要はなく、総合大学や単科大学の他の分野の学士課程の修了でもよい。社会福祉の学士号取得者であればそれに続く修士課程においてより高度な専門職、またはスペシャリストの養成の道も開かれるかもしれない。しかし、それ以外の学士課程修了者の場合にはどうなるだろうか。さらに、これまで専門単科大学では現場からの要求にこたえて、現場職員のためにさまざまな種類の再教育や追加教育のコースを提供してきた。これらの再教育や追加教育のコースと修士課程との関係についてもまだ整理されていない。公私社会福祉施設協議会としては、新課程においてもこうした現場の要求にこたえて欲しいと願っている。

3 新課程の目玉は国内や国外の他大学との単位互換制度の導入である。共通のモジュールという科目群を設定することにより、大学を移動する場合にはそれを行き先の大学で認定してもらうことにより、卒業要件を満たすようにしようとするものである。1モジュールは1-3学期間に及ぶものでそれぞれの科目は講義、演習、ゼミに区分され、どの科目にも規定のクレジットポイントが配当されている。モジュール終了時に筆記と口述の修了試験があり、合格すると修了証明書が交付され、単位が与えられる。いうまでもなくこれは大学を開かれたものとして、学生が複数の大学を移動できるようにするための制度であるが、モジュールの中身は大学が決めるので、整合性が十分にとれているとはいえないのが現状である。そのために内容はかなり多様になることが予想される。モジュールの中身には従来社会福祉の関連領域といわれていたものよりもさらに広い範囲の内容が含まれることが予想される。社会福祉の専門単科大学同士の単位互換であれば問題は少ないかもしれないが、総合大学や他の単科大学との互換になると果たして、ソーシャルワークの職務に必要な知識や能力が保障されるかどうかという疑問が起こる。またとくに大きい問題はモジュール制にお

いて実習をどのように位置づけるかという点である。

(2) ボローニャ・プロセスによりソーシャルワーカー養成の風景はどう変わってきたか。

EUが1999年にヨーロッパ大学圏の方針を打ち出して以降、従来の社会福祉の専門大学は学士と修士課程の2段階制と、モジュール制を導入した新しい大学へと移行しつつある。ヨーロッパ大学圏の確立は2010年を目指しているので残された時間は限られているが、未解決の問題も少なくない。改革をしながら見えてくる問題もあるし、新しい展望が開けてくることも期待される。

目下、変革の途上ではあるが、全国の福祉系大学が、2006年の夏学期の時点でどの程度新課程への移行が進んでいるかをミュンヘン社会福祉大学教授Peter Buttnerらがウェブサイト上の大学情報から調査している⁷⁾。それによると、社会福祉とそれに近い領域の課程(学科)は全部で207課程ある。その内訳は社会福祉の基礎課程が89、関連科目の基礎過程は49、修士課程まで設けているものが69となっている(表1)。89の社会福祉の基礎過程のうち、職業資格(ディプロマ)をもって修了とするものは61、学士号をもって修了とするもの28でまだ64,4%がディプロマ修了であり、学士号をもって修了するようになるまでにはもう少し時間がかかるようである。しかし、関連科目の基礎課程をみるとその反対で、学士号による修了が29で職業資格の20を上回っている(表2)。

表 1

| 社会福祉と関連領域の教科課程 | | |
|----------------|-----|--------|
| ソーシャルワークの基礎課程 | 89 | 43,0% |
| その他の領域の基礎課程 | 49 | 23,7% |
| 修士課程 | 69 | 33,3% |
| 合計 | 207 | 100,0% |

表 2

| 基礎過程の修了資格 | | |
|----------------------|-----|--------|
| ソーシャルワークの基礎課程(ディプロマ) | 61 | 44,2% |
| ソーシャルワークの基礎課程(学士号) | 28 | 20,3% |
| その他の領域の基礎課程(ディプロマ) | 20 | 14,5% |
| その他の領域の基礎課程(学士号) | 29 | 21,0% |
| 合計 | 138 | 100,0% |

もうひとつの傾向は関連領域の範囲が拡大していることである。介護教育やケアマネジメント、治療教育やリハビリテーション、宗教教育などがあるが、法律や心理学や社会学なども関連課程となりうる。これらの課程の修了者も社会福祉の分野で就職し、修士課程に進学するようになると、専門職の雰囲気はかなり変化することが予想される。(表3)。

同じ傾向は修士課程についても見ることができる。修士課程は69あるが、そのうちの29が社会福祉の課程であり、内容は精神保健福祉などの専門分野に関するものや、臨床ソーシャルワークのようにより高度な専門職を目指すものや、ジェネラリスト・ソーシャルワークやヨーロッパのソーシャルワークといった特殊な分野のものもある。残りの40課程はソーシャルワークの関連領域であり、ソーシャルマネジメントや保健・リハビリテーション・介護などの課程がある(表3)。

表 3

| 関連分野の基礎課程 | | |
|----------------------|----|--------|
| 介護（介護教育、ケアマネジメントを含む） | 13 | 26.5% |
| 経営/社会マネジメント | 8 | 16.3% |
| 臨床—治療 | 8 | 16.3% |
| 治療教育/リハビリテーション | 6 | 12.2% |
| 教育/幼児教育 | 5 | 10.2% |
| 宗教教育/テイエニー | 3 | 6.1% |
| その他 | 6 | 12.4% |
| 合計 | 49 | 100.0% |

表 4

| 専門大学の社会福祉関連修士課程 | | |
|----------------------------|----|--------|
| ソーシャルワーク（クリニカルソーシャルワークを含む） | 29 | 42.0% |
| ソーシャルマネジメント | 19 | 27.5% |
| 保健分野とリハビリテーション | 11 | 16.0% |
| その他 | 10 | 14.5% |
| 合計 | 69 | 100.0% |

現在はまだ移行過程にある社会福祉系大学のこのような風景からどのようなことを読み取ることができるだろうか。

1 モノカルチャーからマルチカルチャーへの変化

これまでのソーシャルワーカーの養成は、主として社会福祉の現場の要求にこたえて、その要求にあった人材の育成ということに最大の関心を払ってきた。その意味で、社会福祉大学には良い意味でも悪い意味でも単一の文化しかなかった。良い意味というのは、目的がはっきりしていて、すべてがその目的に集中できるということである。これまでの大学は現場から非常に助けられてきた。実習やスーパービジョンだけではなく、大学の教授陣の中にも現場の出身者が多かった。学生にとっても国家資格による専門性の保障は就職する際に有利であった。その反面、問題として考えられることは、内容の特殊性が強調されて閉鎖的になりがちであり、そのために時には現場との馴れ合いや実習や実習指導のマンネリ化などが見られることがあった。さらに資格を最優先することからくる閉鎖性と排除性もあった。新しい制度の下では、大学課程へ2段階制とモジュール制が導入されることになるので、必然的にいろいろな文化が社会福祉系大学に入り込んでくることになる。その結果、大学の規模が拡大し、大学全体がより開かれたものになり、各大学のモジュールの中身を比較することが可能となる。とくに修士課程の設置が義務付けられるようになれば課程の多様性ととも、入学してくる学生の背景も多様化する。

2 ジェネラリストとスペシャリスト・ソーシャルワーカー養成の区別

新制度では学士課程が基礎課程であり、基礎過程の修了者に修士課程の道が開かれるという仕組みであるから、今後は学士課程でジェネラリストのワーカーを、修士課程でスペシャリストのワーカーを養成するというように役割を分担することも可能になる。学士と修士の課程を合わせると少なくとも教育年限が従来よりも長くなるので、より深い内容の教育ができるようになる。旧制度では、4年間の課程の中で専門化はどちらかというと長期間（少なくとも2学期間）の実習を通して行われた。つまり、大学での講義や演習でジェネラルな知識と技術を学び、専門分野の実習でスペシャ

リストとなるための経験を積むことができるというものであった。

3 ソーシャルワークの学問的基盤の強化の必要

社会福祉専門大学に修士課程が設けられることになり、一定の基準を満たせば博士論文を提出して学位を得ることが可能になった。教育学や経済学や心理学や社会学などの博士とは異なる社会福祉学やソーシャルワークの博士の称号を与えるためには、固有の研究内容と研究方法が確立し、高度な研究成果が求められることになる。実学とされてきた社会福祉学が果たして学術的に認められる固有の学として成り立ちうるのか、このことについての国内、国外の共通の認識を確立することが緊急に必要である。しかし、少なくとも今回のような制度改革はドイツやヨーロッパの社会福祉研究へのチャレンジになることは確かである。

また、それと同時にこれからは社会福祉と近接領域との学際的研究がやりやすくなり、より活発になることが期待される。

3. 新課程への挑戦 ベルリン-アリス-サロモン-専門大学の試み⁸⁾

ドイツでもっとも伝統あるベルリンのアリス-サロモン専門大学は、すべての社会福祉系専門大学に先駆けて、2005年夏学期から従来のディプロマ取得で修了する課程を廃止して、ボローニャ改革が求めている学士と修士の2段階制とモジュール制をとる新課程に全面的に切り替えた。それは、2001年から2004年にかけて国と州が合同で行った、「単位制導入に関する連邦と州の代表委員会」の実験プロジェクトにこの大学が選ばれ、他の31大学とともにモジュール制による大学間の単位互換の実験を行うことになったからである。社会福祉の課程においては、独立したモジュールにはどのような教育目標と内容を盛り込むべきか、また最終的に、学士課程や修士課程の教育の目標をどこに置き、それに達するためにはどのようなモジュールが必要で、それらをどう配置すべきかについて集中的に検討がなされた。

まず、両課程の長さをどのように配分するかを決めなければならなかった。学士課程と修士課程を合わせて10学期が基準とされているので、その中で学士課程を6学期にする場合と7学期にする場合が考えられた。結局アリス-サロモン大学では学士課程を7学期、にすることを決定した。その理由は、学士課程の修了を従来のディプロマ修了と同等のものとみなす必要があったので、そのためにはできるだけ同じ長さの課程にすることが望ましいと考えたことと、従来から踏襲されてきた長期間の現場実習を入れるためにはどうしても7学期が必要であると考えたからである。

1) 学士課程での学期の構成とモジュール制

7学期は第1課程と第2課程に分けられる。第1課程は3学期からなる基礎課程(モジュール)で社会福祉の基礎となる共通科目が配置されている。第2課程は4学期からなる専門課程で、2学期ずつの2つのモジュールで構成され、選択モジュールとなっていて、ソーシャルワークの分野や課題や組織に応じたより専門的なテーマが扱われる。学生は自分の興味に応じて、プロジェクトモジュールとして選択することができる。1学期に配当されている単位数はどの学期も30単位で、卒業に要する単位数は210単位となっている。

すべての科目は次の6分野のいずれかに属していて、それらが組み合わせられることで目標に応じたモジュールが構成されることになっている。6分野は次の通りである。

第1分野 専門ソーシャルワーク I 基礎

第2分野 ソーシャルワークの人間科学、社会科学、精神科学の基礎

第3分野 ソーシャルワークの法的側面

第4分野 ソーシャルワークにおける文化、美学、情報

第5分野 専門ソーシャルワークⅡ 分野、専門領域、学際的な関連性、

第6分野 国際ソーシャルワーク

2) 実習の位置づけ

学士課程の修了をもって州の定める国家資格と同等の認定が得られるようにするためには、長期間の実習はどうしても必要であった。そこで課程の中に3種類の実習を組み込むことになった。それらは、1 入学要件としての入学前の3ヶ月間の事前実習 2 第1学期修了後の休暇中に行う4週間のフィールドスタディ、これは職業訓練というより、関心のある領域で研究テーマを見出すことが主たる目的である。 3 第5学期終了後に行う22週間の実習、これはプロジェクトモジュールに組み込まれている。

アリスーサロモン専門大学の1-3学期の基礎過程のモジュールは表5の通りである⁹⁾。

3) 修士課程

アリスーサロモン大学が開設した修士課程の中で、社会福祉に関するコースはいくつかあるが、それらはほとんど、ベルリン市内またはドイツ全国の他大学と協力して合同で一つの課程を開設している。また、すでに現場経験がある人が働きながら学べるような、パートタイム的なものとなっている。その目的は指導者の養成と、博士の学位をもつ研究者の養成である。例として臨床ソーシャルワークコースの場合、ベルリンのアリスーサロモン大学とコーブルグ(Coburg)市の専門大学のソーシャルワーク課程が合同で開いていて、学生は必要な単位を両方の大学で履修するようになっている。この課程の目的は指導者となる臨床ソーシャルワーカーを養成することで、現場経験のあるソーシャルワーカーが就業しながら単位が取得できるように配慮され、課程の終了時には**Master of Arts**の称号が与えられる。コースは6学期間の3年コースとなっている。また、「人権の専門職としてのソーシャルワーク」という修士課程は、ベルリンの3つの単科大学のソーシャルワーク課程とベルリン(フンボルト)総合大学のリハビリテーション研究所の4校が合同で設けている。これは5学期間のコースで、そのうち4学期が講義で、後の1学期が修士論文作成にあてられる。コースの目的は現場の指導者と研究者の養成であり、博士の学位の取得の道も開かれている。やはり就業しながら単位が取得できるようになっている。課程は6モジュールから構成され必修の共通科目と選択のプロジェクト科目があり、修了に要する単位は90単位であり、課程を修了すると**Master of Social Work**の称号が与えられる。表6はこの課程のモジュールの内容を示すものである¹⁰⁾。

表5

ソーシャルワーク（学士課程） 標準カリキュラム 1-3学期 アリス・サロモン 専門大学

| 第1学期（基礎過程） モジュール | 授業形式 | 週時間 | 単位数 | 教科分野 |
|---------------------------|---------------------------|-----|--------|------|
| ソーシャルワークの歴史と理論 | ゼミナール | 3 | (2,5)0 | 分野1 |
| ソーシャルワークの分野、対象、組織 | 講義、ゼミナール、ワーク ショップ、実習準備 | 6 | (7,5)0 | 分野1 |
| Propaedeutik u. Mentoring | ゼミナール | 2 | (2,5)0 | 分野1 |
| ソーシャルワークの社会政策的基礎 | ゼミナール | 2 | (2,5)0 | 分野2 |
| ソーシャルワークの社会学的基礎 | 講義、ゼミナール | 5 | 5 | 分野2 |
| ソーシャルワークの法律的基础 | ゼミナール、講義 | 4 | (5)0 | 分野3 |
| 社会文化事業の分野と対象 | 講義、ゼミナール | 4 | (5)0 | 分野4 |
| | 週時間 合計 | 26 | | |
| 単位合計 | | | (30)5 | |

| 第2学期(基礎過程) モジュール | 授業形式 | 週時間 | 単位数 | 教科分野 |
|-----------------------------|---------------------------|-----|---------|------|
| ソーシャルワークの歴史と理論 | ゼミナール | 3 | (2,5)5 | 分野1 |
| ソーシャルワークの方法 | ゼミナール/演習 | 3 | (2,5)0 | 分野1 |
| ソーシャルワークの分野、対象、組織 | 講義、ゼミナール、ワーク ショップ、実習準備 | 4 | (7,5)15 | 分野1 |
| Propaedeutik u. Mentoring | ゼミナール | 2 | (2,5)5 | 分野1 |
| ソーシャルワークの社会政策的基礎 | ゼミナール | 2 | (2,5)5 | 分野2 |
| ソーシャルワークの社会医学と社会精神 医学の基礎 | 講義、ゼミナール | 4 | (2,5)0 | 分野2 |
| ソーシャルワークの法律的基础 | ゼミナール、講義 | 4 | (5)10 | 分野3 |
| 社会文化事業の分野と対象 | 講義、ゼミナール | 4 | (5)10 | 分野4 |
| | 週時間 合計 | 26 | | |
| 単位合計 | | | (30)50 | |

| 第3学期(基礎過程) モジュール | 授業形式 | 週時間 | 単位数 | 教科分野 |
|---|----------|-----|----------|------|
| ソーシャルワークの方法 | ゼミナール/演習 | 3 | (2,5)5 | 分野1 |
| ソーシャルワークの研究方法 | ゼミナール | 3 | (2,5)0 | 分野1 |
| Diversity Studies 異文化ソーシャル ワーク、ジェンダー研究 | ゼミナール | 5 | 5 | 分野1 |
| ソーシャルワークの心理学的基礎 | 講義、ゼミナール | 5 | 5 | 分野2 |
| ソーシャルワークの社会医学、精神医学の基礎 | ゼミナール | 2 | (2,5)5 | 分野2 |
| 児童・青少年福祉法、成年後見法 | ゼミナール | 3 | 5 | 分野3 |
| 社会扶助法、児童の保障と給付 | ゼミナール | 4 | 5 | 分野3 |
| 外国語 | 演習 | | 2,5 | 分野6 |
| | 週時間 合計 | 25 | | |
| 単位合計 | | | (30)32,5 | |

注 分野1 専門ソーシャルワークⅠ基礎 分野2 ソーシャルワークの人間科学、社会科学、精神科学の基礎 分野3 ソーシャルワークの法的基礎 分野4 ソーシャルワークにおける文化、美学、情報 分野5 専門ソーシャルワークⅡ 分野6 専門領域、学際的な関連性分野6 国際ソーシャル

表 6

「人権の専門職としてのソーシャルワーク」修士課程

(ベルリン・ソーシャルワーク大学院研究センター) モジュール

| | |
|-------------------------------------|------------------------|
| 分野 A : 基礎知識 必修科目 | |
| モジュール A I : 学問と専門職 | |
| A I /1 | 人権の歴史と理論 |
| A I /2 | 個人と社会 |
| A I /3 | ソーシャルワークと人権 |
| モジュール A II : 社会的条件とソーシャルワークの職業倫理的義務 | |
| A II /1 | 社会生態学と社会政策 |
| A II /2 | 第 3 セクターの構造と働き |
| A III /3 | 社会的専門職の倫理 |
| モジュール A III : 科学的理論と研究方法 | |
| A III /1 | ソーシャルワーク研究の基礎と方法 |
| A III /2 | 科学的ソーシャルワーク |
| モジュール A IV : 学科変更のための科目 | |
| A IV /1 | モジュール A 入門 |
| A IV /2 | 特別講義 |
| A IV /3 | ソーシャルワークの理論 |
| 分野 B : ソーシャルワークと人権に関する重点科目 選択科目 | |
| モジュール B : 傷つきやすい集団、社会的問題と活動理論/政策概念 | |
| B1 | 貧困/失業、富 |
| B2 | 年齢、障害と疾病 |
| B3 | 文化、他民族、周辺化 |
| B4 | 性別関係 |
| B5 | 児童と青少年 |
| 分野 C : 領域別 理論、実践、研究 選択科目 | |
| モジュール C : 研究プロジェクトと実践的發展 | |
| C1 | 理論/人権教育、理論と知識の組織 |
| C2 | 人権ソーシャルワーク、国際ソーシャルワーク |
| C3 | 革新的な実践の開発、変革のためのマネジメント |
| プロジェクトとプレゼンテーション | |
| 修士論文と最終試験 | |

結論

ヨーロッパを一つの大学圏にしようというEUの構想からはじまったドイツのソーシャルワーカー養成大学の変革はまだ緒についたばかりである。この改革を日本のソーシャルワーカー養成の現状と照らし合わせたときにどのように評価することができるだろうか。

社会福祉士・介護福祉士法制定から20年近い年月が過ぎ、その間に社会福祉士を養成する大学を始めとする養成機関は驚異的な勢いでその数を増し、その定員は現在、養成機関全体で約45,000人ともいわれ、多分毎年これに近い数の学生が社会福祉士の養成課程を修了して、国家資格の受験資格を取得しているに違いない。さらに現時点で社会福祉士の国家資格の取得者は84,000人を超えている。その一方で、有資格者が必ずしも社会福祉職につくわけではなく、一般企業に就職するものも少なくない。また苦勞して資格を取って、現場での就職を強く望んだとしても、望むような職が得られないことも多い。これほど多くの大学でこれほど多くの社会福祉士が養成されていても、彼らの仕事が本当に専門職として認められているとは言いがたい状況にある。そのためにこれ以上大学に新しい社会福祉学科をつくる必要はないとか、社会福祉士が過剰に供給されているというような意見も聞かれる。

その一方で、日本のソーシャルワーカー養成の現状は、本当の意味で現代の日本社会が求めている社会福祉の人材養成となりえているかということについての疑問の声が日に日に大きくなってきている。2006年4月23日付で、日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会の合同検討委員会がまとめた「社会福祉士が活躍できる職域拡大に向けて」¹⁾という意見書は、社会福祉士養成の現状が危機的な状況にあるとして、養成の内容や、国家試験のあり方の根本的な見直しを強く求めている。その中で「社会福祉士の業務内容やその有効性が広く理解されていない」とこと、「社会福祉士養成校における教育の中で、卒業するまでに相談支援方法や実践能力を十分に身につけることができず、しかも社会福祉士養成校間での教育内容に格差があり、養成教育全体が社会のニーズに十分にこたえきれていない」という重大な問題が指摘されている。また、社会がこれほど有能なソーシャルワーカーを求めているにもかかわらず、社会福祉士が活動できる職域が少なすぎることも言及している。社会からの承認と職域の拡大と養成校や養成制度の改革は一体としてなされるべきであろう。現行の実習時間では不十分であるから、さらに大幅に増やすべきだ、いや実習施設が不足しているから延長はとて無理だという議論もある。国家資格の認定試験が、現行の5択のマークシート方式でいいのかという国家試験制度への批判もある。さらに日本の社会福祉系大学院の改革についてはまだまったく手がつけられていないというのが現状である。

ドイツの改革はEUという外からの圧力により、かなり強制的に進められた。当然のこととして反発や問題もこれからまだまだ出てくるに違いない。それに対して、日本の改革は養成の当事者である学校連盟や養成校協会といういわば内からおこった改革である。ソーシャルワーカーを養成している大学側が、どれだけ現場の社会福祉の施設・機関とそれを管轄する中央や地方の関係官庁をこの改革に巻き込んで行けるかが成否の鍵を握っている。しかしながら、改革は目の前にあり、いずれの場合も失敗は決して許されないという点については共通している。

1) Herumut Dieckmann, Verantwortung von Traegern und Hochschulen fuer die Ausbildung von Sozialarbeitern und Sozialpaedagoginnen, in Nachrichten Dienst Juli 2004. S.235

2) 春見静子 「ドイツ・カリタス連合体の研究Ⅲ」、カトリック社会福祉研究第5号、長純心大学 56-57頁

3) <http://www.kfh-mainz.de> ホームページ

4) Der Europaeische Hochschulraum: Gemeinsame Erklaerung der Europaeischen Bildungsminister, 19.Juni. Bologna

5) Hochschulrahmengesetz(HRG), in der Fassung der Bekanntmachung vom 19.Januar 1999(BGB I .1S.18)

-
- 6) **Stellungnahme des Deutschen Vereins zur staatlichen Anerkennung von Sozialarbeiterinnen und Sozialarbeitern, Nachrichtendienst des Deutschen Vereins fuer oeffentliche und private Fuersorge , 2/2004, SS.39-40**
Positionpaper des Deutschen Vereins zur Einfuehrung gestufter Studiengaenge an den deutschen Hochschulen, Nachrichtendienst des Deutschen Vereins fuer oeffentliche und private Fuersorge, 9/2005, SS.307-312
- 7) **Peter Buttner und Karin Katzenmayer, Soziale Arbeit >und so weiter<, Ein Ueberblick ueber die Studiengaenge und Fachbereiche der Sozialen Arbeit in Duetschland, in Blaetter der Wohlfahrtspflege,2/2006,SS.47-49**
- 8) **Brigitte Geissler-Pilz u. Sieglinde Machocki, Vom Glueck und Pech, Erste zu sein, Umstellung auf gestufte Studienstrukturen an der Berliner Alice-Salomon-Fachhochschule, in Blaetter der Wohlfahrtspflege, 2/2006, SS.53-56**
- 9) <http://www.asfh-berlin.de> ホームページ
- 10) <http://www.zpsa.de/studienmodule>
- 11) **日本社会福祉教育学校連盟・日本社会福祉士養成校協会 合同委員会、「社会福祉士が活躍できる職域の拡大に向けて」、平成 18 年 4 月 23 日**